

次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：対象者全員への産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。（100%周知を目指す）

<対策>

- 2025年4月～ 育児休業に係る対象者へ制度の周知など具体的な方法を整備する
- 2026年4月～ 制度周知や情報提供方法の検討
- 2028年3月～ 中間レビューを行い周知方法などの改善を図る

目標2：所定外労働時間を、1人当たり平均月15時間以内を目指します

<対策>

- 2025年4月～ 所定外労働時間の一人当たりの月平均の実態を把握します
- 2025年10月～ 社内イントラにて啓蒙を実施します
- 2028年3月～ 中間レビューを行い目標達成のための啓蒙を継続する

以上